

## 独立行政法人労働安全衛生総合研究所共同研究規程

### (目的)

第1条 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)が、主として研究所内において研究所以外の機関(以下「共同研究機関」という。)の申請により共同で行う調査研究等(以下「共同研究」という。)の実施に必要な事項を定め、その適正な実施を図ることを目的とする。

2 共同研究を主として共同研究機関で実施する場合であって、当該機関の規程等に定められていない項目がある場合は、当該項目についてはこの規程を準用する。

### (共同研究の範囲)

第2条 共同研究は、原則次の各号の行為の何れかを伴うものとする。

- 一 研究所と共同研究機関の間において、別途定める内容の経費の授受を行うこと。
- 二 研究所内の施設や装置又は研究所が保有する物権化された知的財産を共同研究者に使用させること。
- 三 研究所及び共同研究機関の何れでもない第三者(以下「第三者」という。)と研究所との約定において研究所外に提出しないことを前提に当該第三者から提供を受けた情報並びに研究所が収集した個人情報、個人の健康情報及び個人の遺伝子解析結果に関する情報(以下「機密の情報」という。)を共同研究者に使用させること。

2 次の各号に定める共同研究については、この規程を適用しない。

- 一 国の機関との共同研究
- 二 科学研究費補助金等の制度による共同研究
- 三 外国の機関との共同研究

### (共同研究実施の要件)

第3条 研究所は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に共同研究を実施することができる。

- 一 共同研究が研究所の設立目的(独立行政法人労働安全衛生研究所法第3条)に合致すること。
- 二 共同研究として実施することにより、目的とする成果が効率的に得られること。
- 三 共同研究の成果が公表可能であるとともに公益性を有すること。

- 四 共同研究の実施が研究所の業務に支障を生じないこと。
- 五 共同研究の実施が安全衛生上及び倫理上の問題がないこと。

(共同研究の申請)

第4条 研究所は、共同研究機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した共同研究申請書（別紙様式1、以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

- 一 共同研究機関の名称及び所在地
- 二 共同研究の課題名、目的、研究項目及び期待される成果
- 三 共同研究の実施期間及び実施場所
- 四 研究項目及び研究経費の分担概要
- 五 共同研究機関の研究代表者名及び担当者名
- 六 その他共同研究の実施に必要な事項

2 研究所及び共同研究機関の研究担当者は、合議の上、次の各号に掲げる事項を記載した共同研究実施計画書（別紙様式2、以下「計画書」という。）を作成し、申請書に添えて提出するものとする。

- 一 計画書の適用期間
- 二 研究項目とその内容、及び分担
- 三 年次計画
- 四 共同研究に参加する研究者名（研究所側及び共同研究機関側）
- 五 共同研究に使用する施設・主要な装置又は持ち込む主要な実験装置等
- 六 共同研究に要する費用の概算と分担
- 七 共同研究の主たる実施場所
- 八 研究の背景、具体的な研究手法、結果の解析方法等
- 九 その他参考資料

(共同研究協定の締結)

第5条 研究所は、前条の申請内容が第3条の要件を満たすと認めた場合には、共同研究を行うもの（以下「共同研究者」という。）との間で、次の各号に掲げる事項について、別紙様式3又はそれに準じた様式により共同研究協定書（以下「協定書」という。）を取り交わすものとする。

- 一 共同研究機関の名称及び所在地
- 二 共同研究の課題名、目的、必要理由、研究内容、分担、実施期間及び実施場所
- 三 共同研究の研究代表者及び担当者

- 四 共同研究の実施計画及び管理に関する事項
  - 五 共同研究に要する費用の概算と分担に関する事項
  - 六 共同研究者の派遣又は受入に関する事項
  - 七 共同研究に必要な実験装置等の使用又は持ち込みに関する事項
  - 八 共同研究に基づく特許等の出願、実施、権利の帰属等に関する事項
  - 九 共同研究の成果の公表及び取扱いに関する事項
  - 十 共同研究の実施計画の変更あるいは中止等、協定書の内容の変更に関する事項
  - 十一 共同研究の実施に伴う事故及び機材等の損傷に関する事項
  - 十二 その他共同研究の実施に必要な事項
- 2 前項の規定は、協定書の内容を変更しようとする場合に準用する。

(共同研究の実施計画の変更)

第6条 共同研究者は、共同研究の実施計画を変更しようとする場合、新たな申請書及び計画書を研究所に提出するものとする。

2 研究所は、共同研究者から共同研究の実施計画の変更の申請がなされた場合であって、共同研究の実施計画の変更が必要かつ適切であると認めた場合、前条に基づき共同研究者との間で新たに協定書を取り交わすものとする。

3 研究所は、研究所の業務に支障をきたすと認めた場合、又は、天災などの理由により必要と認めた場合には、共同研究者と協議の上、共同研究の実施計画を変更することができる。

4 前項の場合において、共同研究の実施計画の変更が合意された場合には、研究所は、新たに申請書及び計画書を提出させ、前条に基づき共同研究者との間で新たに協定書を取り交わすものとする。

(共同研究の実施計画の中止)

第7条 共同研究者は、共同研究を中止しようとする場合には、中止の理由を記載した共同研究中止書を研究所に提出するものとする。

2 研究所は、共同研究者から共同研究の中止の申請がなされた場合、又は研究所の業務に支障をきたすと認めた場合、又は天災などの理由により必要と認めた場合には、共同研究者と協議の上、共同研究の実施計画を中止することができる。

3 前項の場合において、共同研究の中止が合意された場合には、研究所は、共同研究者との間で、共同研究の中止に関する合意書（以下「中止合意書」という。）を取り交わすものとする。

(機密の保持)

第8条 研究所は、当該共同研究に関する共同研究機関の機密に関する事項を共同研究者以外の者に対して漏らしてはならない。ただし、その機密の保持が公共の利益を損なうと認められる場合は、研究所は当該研究に関して知得した機密に関する事項を共同研究者以外に公表することができる。

2 前項の場合において、共同研究機関の業務に支障を生ずる恐れのある事項が含まれる場合は、共同研究者は研究所に対し、発表内容の見直しを求めることができる。

(特許)

第9条 共同研究に伴って生じた研究担当者による発明に係る特許等の権利に係る特許を受ける権利は当該発明者が取得するものとする。

2 研究所の研究担当者が保有する当該権利又は当該権利に基づく特許権にあつては、独立行政法人労働安全衛生総合研究所職務発明規程に基づいて、研究所が承継し、共同研究者又は共同研究者より特許を受ける権利を継承された共同研究機関と共有することができる。

(特許権等の取扱い)

第10条 研究所及び共同研究者若しくは共同研究者より特許を受ける権利を継承された共同研究機関が、特許権等を実施する場合、当該特許権等の実施を許諾する期間及び実施料等について当事者間で事前に協議事前にするものとする。

2 研究所は、前項の規定により実施を承認した期間内にあつては共同研究者等以外の者に対して当該特許権等の実施を許諾してはならない。ただし、共同研究者等以外の者が当該特許権等の実施を行えないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、共同研究者等以外の者に対して当該特許権等の実施を許諾することができる。

3 前条の規定にかかわらず、独立行政法人労働安全衛生総合研究所職務発明等規程に基づき、研究所が、特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権の一部又は全部を研究担当者に帰属させようとする場合には、事前に共同研究者等の同意を得るとともに契約書にその旨を記載する。

4 実用新案その他の知的所有権の対象となるものについても、前項と同様とする。前3項の規定は、次の権利について準用する。

- 一 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利
- 二 意匠権及び意匠登録を受ける権利

三 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権及び回路配置利用権の設定を受ける権利

四 種苗法(昭和22年法律第115号)第12条の5第1項各号に掲げる行為をする権利及び同法第11条に規定する品種登録を受ける権利

五 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条によって規定された著作物であつて、研究所及び委託者が特に指定するものに係る同法第21条から第28条までに規定する権利

六 第一号から前号までに掲げる権利の対象とならない技術・情報のうち秘匿することが可能で財産的価値があるものであつて、研究所及び委託者が特に指定するものを使用する権利

5 実用新案その他の知的所有権の対象となるものについても、前項と同様とする。

(結果の報告)

第11条 研究所の研究担当者及び共同研究者は、共同研究の実施期間の終了から6ヵ月以内に、研究結果報告書を研究所に提出しなければならない。

(細則の制定)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究所は共同研究の実施に関し必要な細則を定めることができる。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。